

肝炎医療費受給者申請に関するマイナンバー利用のお知らせ

鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課

令和元年7月1日から、個人番号（マイナンバー）の利用により、申請書類の一部の提出を省略できるようになりました。
提出省略を希望する場合は、個人番号（マイナンバー）提供書に、マイナンバー等必要事項を記載し、個人番号（マイナンバー）提供書の提出と併せて、マイナンバー確認書類及び身元確認書類を提示してください。（※）

※ 鹿児島市にお住まいの方は、各保健センター・保健福祉課では対応できませんので、鹿児島市保健所又は県庁健康増進課感染症保健係に御持参（又は郵送（書留））ください。

※ 肝炎医療費助成制度では、マイナンバーを活用して、その番号の方の地方税関係情報を市町村に照会し、得た情報に基づき自己負担限度額の決定に利用します。（これを「情報連携」といいます。）
情報連携は、セキュリティ措置がなされた専用のネットワークシステムを使用して行われます。

◆省略することができる申請書類

マイナンバーを提供いただいた場合は、申請書類のうち、以下①、②の提出を省略することができます。（以下①、②以外の申請書類は、省略できませんのでご注意ください。）

① 住民票の写し

※ 申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者の記載があるもの

② 市町村民税の課税年額を証明する書類

※ 課税証明書または市町村が発行する市町村民税の決定通知書の写し

※ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者

※ マイナンバーの利用による申請書類（上記①、②）の提出省略は任意です。
（手間のかからない方をお選びください。）

マイナンバーの利用による申請書類の提出省略を希望しない場合は、従来どおり、上記①、②を提出してください。

なお、鹿児島市にお住まいの方は、マイナンバーを利用しなくても、承諾書をご準備いただき、鹿児島市保健所（各保健センター・保健福祉課でも可）で申請していただければ、これまでどおり上記①、②の提出は不要です。

※ 変更申請については、マイナンバー利用による申請書類の提出省略の取扱いは行いませんのでご注意ください。

※ マイナンバーの提供の有無が医療費助成の審査に影響することはありません。

◆上記①、②の省略を希望する場合に必要な書類

1 個人番号（マイナンバー）提供書

※ マイナンバーを利用した税情報の取得には、個人番号（マイナンバー）提供書において、同一世帯員全員それぞれから直筆の署名による同意が必要となります。

2 申請者のマイナンバーが確認できる書類

以下(1)～(4)のうち、いずれか1つを提示してください。(代理人による来所申請の場合は、以下(1)～(4)は写しでも可。)

- (1) 個人番号カード
- (2) 通知カード※
- (3) マイナンバーが記載された住民票
- (4) マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書

※ 令和2年5月25日以後において、通知カードでマイナンバーが確認出来る場合と出来ない場合がありますのでご注意ください。

- 通知カードでマイナンバーが確認出来る場合
 - ① 通知カードの記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号)の変更を行うべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合
 - ② 令和2年5月24日までに改姓や転居等により記載事項に変更があったが、令和2年5月24日までに変更手続きがとられており、令和2年5月25日以後変更を行うべき事由が発生していない場合
- 通知カードでマイナンバーが確認出来ない場合
 - ① 令和2年5月24日までに改姓や転居等により変更があり、かつ、令和2年5月24日までに変更手続きがとられていない場合
 - ② 令和2年5月25日以後、改姓や転居等により記載事項に変更があった場合

3 申請者(又は代理人)の身元が確認できる書類

以下(1)、(2)のうち、いずれかを提示してください。

- (1) 顔写真付きの書類(以下のいずれか1つ)
 - ① 個人番号カード
 - ② 運転免許証
 - ③ 運転履歴証明書
 - ④ 旅券(パスポート)
 - ⑤ 身体障害者手帳
 - ⑥ 精神障害者保健福祉手帳
 - ⑦ 療育手帳
 - ⑧ 在留カードまたは特別永住者証明書
- (2) (1)以外の書類(以下のいずれか2つ)
 - ① 公的医療保険の被保険者証
 - ② 国民年金手帳
 - ③ 児童扶養手当証書
 - ④ 特別児童扶養手当証書
 - ⑤ 住民票
 - ⑥ 源泉徴収票等官公署から発行された書類であって、「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載された書類

★代理人による申請の場合は、上記1～3とは別に、代理権が確認できる書類の提示が必要です

以下(1)～(3)のうち、いずれか1つを提示してください。

- (1) 申請者の健康保険証、個人番号カード(通知カードは不可)、運転免許証、旅券(パスポート)
- (2) 法定代理人(未成年の親、後見人等)が来所申請する場合、戸籍謄本その他その資格を証明する書類
- (3) (2)以外の代理人が来所申請する場合、申請者からの委任状

★郵送(書留)による申請も可能です(以下をご覧ください)。

- ・ 個人番号(マイナンバー)提供書の裏面に、上記の確認書類(写しでも可。)を貼付の上、提出してください。

※ 枚数が多く貼付が困難な場合は、貼付せずにそのまま提出して構いません。

◆注意事項

- 1 マイナンバーを提供いただいた場合でも、情報連携による照会の結果によっては、これまでどおり住民票及び課税額証明書類の提出をお願いする場合がございますので、予め御了承ください。
- 2 その年(1月～6月に申請する場合は前年)の1月1日現在に住民票のあった市町村が、現在住民票のある市町村と異なる場合(あるいは世帯員にいる場合)は、必ず申請時にその旨お申し出くださるようお願いいたします。